

## 公益社団法人和歌山県看護協会監事報酬規程

### (目的)

第1条 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第105条、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第5条第13号並びに定款第31条の規定に基づき、公益社団法人和歌山県看護協会（以下「本会」という。）の**監事報酬及びその支給基準**について定めることを目的とする。

### (定義)

第2条 この規則において監事とは、常勤及び非常勤の監事をいう。

2 常勤監事とは、総会で選任された監事のうち、本会を主たる勤務地とする者をいい、非常勤監事とは、常勤監事以外の者をいう。但し、当面非常勤監事のみとする。

### (報酬)

第3条 監事報酬は日額報酬とし、別表に定める。

2 法令に基づき、監事報酬から控除すべき金額がある場合には、その監事に支払うべき報酬の金額から、その金額を控除して支給するものとする。

### (報酬の決定基準)

第4条 監事の報酬は、総会の決議によって定められた総額の範囲内において、別表に基づき、監事の協議によって決定する。

### (補則)

第5条 この規程の実施に関し必要な事項は、監事の下承を得て会長が別に定める。

## 附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

<別表>

1 日額報酬

(報酬日額)

号	金額	適用	
第1号	7,000円	監事(非常勤)	2名
第2号	10,000円	監事(非常勤)	1名(会計専門職)